

子高第353号
令和2年7月1日

介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

外国人留学生アルバイト又は外国人インターンシップ生等の人員配置基準に関する
Q&Aについて

日頃より本県の高齢者福祉施策の推進に、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
沖縄県所管の通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院における外国人留学生及びインターンシップ生等の人員配置基準上の取扱いについて、下記のとおりQ&Aを作成しましたのでお知らせします。

記

Q 資格外活動の許可を得た外国人留学生をアルバイトで雇用した場合や在留資格「短期滞在」「特定活動」等によりインターンシップ生等を受入れた場合、人員配置基準の算入対象とすることはできるか。

A 介護サービスの質や利用者の安心・安全等を担保する観点から、国が定めた「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」(平成29年9月29日社援発0929 第4号、老発0929 第2号)等を参考に、以下のとおり取り扱うこととする。

- ① 日本語能力試験「N2」以上取得者…就労開始日から算入対象とすることができる。
- ② 同試験「N3」取得者で
 - ・入国時「N3」所持者…入国後6ヶ月経過後から算入対象とすることができる。
 - ・入国後「N3」取得者…取得後6ヶ月経過後から算入対象とすることができる。
- ③ 同試験「N4」以下の場合…在留経過期間等にかかわらず人員配置基準の算入対象とすることはできない。

(令和2年7月1日時点)
担当 介護指導班